



2023年5月17日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 取締役 代表執行役 社長兼 CEO
シュテファン・カウフマン
(コード番号 7733 東証プライム)
問合せ先 IR 部門 バイブレンダント 櫻井 隆明
(TEL. 03-3340-2111(代))

事後交付型譲渡制限付株式報酬制度に基づく 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、事後交付型譲渡制限付株式報酬 (RSU: Restricted Stock Unit) 制度 (以下「RSU制度」といいます。) に基づく自己株式の処分 (以下「本自己株式処分」といいます。) を行うことについて、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年6月14日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 38,929株
(3) 処分価額	1株につき2,217円
(4) 処分価額の総額	86,305,593円
(5) 処分先及びその人数並びに処分する株式の数	2023年3月期付与のRSU(以下「FY2023-RSU」といいます。) 執行役4名 6,632株 執行役員(退任者を含む)13名 10,893株 当社グループの従業員39名 21,404株 ※退任執行役員には、株式会社エビデントの譲渡(2023年4月3日)に伴い退任した執行役員を含む
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社では、2018年3月期に2019年3月期までの取締役(社外取締役を除く)および執行役員に対する株式報酬としてPSU制度を導入しました。2019年6月の指名委員会等設置会社への移行後も、執行役および執行役員に対する株式報酬としてPSU制度を継続するとともに、取締役(社外取締役を含む)および執行役に対し「企業価値の最大化を図り様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針とし

報酬制度の見直しを行ってまいりましたが、その一環として 2021 年 3 月期より取締役(社外取締役を含む)および執行役に対する株式報酬として RSU 制度を導入しました。

また、同様の基本方針のもと、執行役員に対しては 2022 年 3 月期より PSU 制度に加え RSU 制度を、当社及び当社子会社の上級管理職である従業員(以下「当社グループの従業員」といいます。)に対しては 2023 年 3 月期より PSU 制度並びに RSU 制度を導入しました。

なお、取締役および執行役については、株式保有ガイドラインを設定するとともに、執行役についてはクローバック条項を設定しており、無償取得事由が発生した場合には、執行役に支給した株式を当社が無償取得します。

本自己株式処分は、当社が RSU 制度により 2023 年 3 月期に付与した RSU (FY2023-RSU といいます。)の一部が確定することに伴い、自己株式の処分を行うものです。

RSU 制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本自己株式処分に関する RSU 制度の概要等】

(1) 割当予定先

執行役員および当社グループの従業員(以下「割当対象者」といいます。)

また、執行役の内、FY2023-RSU の付与時に執行役員であった者も、割当対象者とします。

(2) RSU 制度の概要

制度の割当対象者に対し、権利算定期間において当社に在籍することを条件として、当社が定める数の当社普通株式を取得する権利を付与したうえで、予め設定した時期に、予め設定した数の当社普通株式を支給する制度です。本自己株式処分の対象となる FY2023-RSU は、譲渡制限期間を 3 年とし、取得の権利を有する株数を譲渡制限期間の開始時点で決定し、権利算定期間である 1 年経過するごとにその株数の 3 分の 1 ずつを支給します。

また、権利算定期間内に割当対象者が、代表執行役が認める正当な事由(任期满了、死亡、病气、引退等による退任を含む)により退任した場合には、退任月を含む在任月数で株数を按分し、相当する株数を代表執行役の確認を経て支給します。

なお、本自己株式処分においては、割当対象者が当社に対する金銭報酬債権額の全部を現物出資財産として払い込むことによって、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

(3) 権利喪失事由

割当対象者が権利算定期間中に自己都合で退任する場合、禁固以上の刑に処せられた場合、破産手続または民事再生手続開始等の申立てを受けた場合など一定の事由に該当した場合は、その該當時点をもって、当該割当対象者がその時点で保有する株式取得の権利の全部を当社は無償で取得します。

3. 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

割当対象者に対する本自己株式処分は、上記制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023 年 5 月 16 日(代表執行役による自己株式処分の決定日の前営業日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,217 円としております。

この金額は、東京証券取引所における当社の普通株式の 1 ヶ月(2023 年 4 月 17 日から 2023 年 5 月 16 日まで)の終値単純平均値である 2,406.3 円(0.1 円未満四捨五入。終値単純平均値にお

いて、以下同じ。)からの乖離率-8.54% (小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。)、3ヵ月(2023年2月17日から2023年5月16日まで)の終値単純平均値である2,360.8円からの乖離率-6.49%、および6ヵ月(2022年11月17日から2023年5月16日まで)の終値単純平均値である2,439.7円からの乖離率-10.05%となっております。

なお、上記の払込金額については、代表執行役による決定日の前営業日の市場株価であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しておりますので、合理的で、かつ特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本株式の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以上